

一時婚（ムトア）に関するシーア派とスンナ派の論争

——古典時代から現代まで——

Controversies on Temporary Marriage between Shii and Sunni Islam: From Classical Times to the Present Day

青柳かおる
Kaoru AOYAGI

Abstract

In Twelver Shia, there is an admitted characteristic marriage system, that is, temporary marriage (mut'ah). Temporary marriage is based on a marriage contract which decides a condition of length of marriage and bridal money, and this marriage is not permitted in Sunni.

In this article, the author will discuss the controversies in temporary marriage between Shia and Sunni, referring to Koranic exegesis, theological works, and fatwas (legal opinions) from classical times to the present day.

At first, opinions are divided between Shia and Sunni, whether marriage referred to in Koran 4:24 “those of them whom ye enjoy by means of it pay their hire as stipulated, and there will be no blame upon you in regard to anything ye may give them by mutual agreement beyond the stipulated amount” means ordinary marriage or temporary marriage. Shia scholars strongly insist that this Koranic verse means temporary marriage. On the other hand, most of Sunni scholars insist that this verse means ordinary marriage, and a few Sunni scholars says that even if this verse means temporary marriage, it was abolished by other verses, and after all, only ordinary marriage is admitted in the Islamic marriage system.

Moreover, Sunni scholars insist that many traditions of the prophet Muhammad which say that Muhammad abolished temporary marriage that was widespread in his days reinforce the prohibition of temporary marriage. There are also sayings of ‘Umar, the second caliph, which say that he abolished temporary marriage. Sunni scholars regard these traditions and sayings as reinforcement of their discussions; on the contrary, Shia scholars insist that traditions cannot abolish Koranic verses, and that they need not follow sayings of ‘Umar.

In contemporary fatwas, many questions have come from Sunni believers whether temporary marriage is allowed or not. In answers, there are quoted Koran 4:24 and traditions which say that Muhammad prohibited temporary marriage. Some scholars seem to consider that these traditions have the highest authority, and abolish the Koranic verse, even if the marriage that is referred to in Koran 4:24 means temporary marriage. In addition, in Sunni, especially Salafi, on the standpoint that

temporary marriage does not exist in Islam, they tend to regard Shia as a different religion from Islam.

I. はじめに

筆者はガザーリー (Abū Hāmid al-Ghazālī, 1111 年没) の代表作『宗教諸学の再興 (*Ihyā' 'Ulūm al-Dīn*)』所収の「婚姻作法の書 (*Kitāb Ādāb al-Nikāh*)」⁽¹⁾を翻訳、解説したことをきっかけに (青柳 2003), イスラームにおける生命倫理の問題に取り組むようになった。そして、生殖補助医療の問題について調査しているうちに、代理出産や第三者のドナー配偶子を用いる人工授精や体外受精について、スンナ派とシーア派 (十二イマーム派)⁽²⁾では大きな違いがみられることが明らかになった (青柳 2015; 青柳 2016; Aoyagi 2017; 青柳 2018a; 青柳 2018b)。両派の違いの大きな理由は、第一にシーア派はスンナ派よりも法的解釈が柔軟であることと、第二にシーア派の一時婚 (*mut'ah* ムトア)⁽³⁾という制度によって姦通を避けながらドナー配偶子を得ることができることであった。筆者はこのような現代の問題に一時婚が関係していることを知り、一時婚について関心を持つことになった⁽⁴⁾。

そこで筆者は、シーア派の一時婚の概要と現代における実態についてまとめた。その際、一時婚のみならずスンナ派のミスヤール婚とウルフィー婚という、一時婚とは異なるが類似点も持つ婚姻制度についても取り上げ、一時婚と比較した (青柳 2017)⁽⁵⁾。このようにイスラームの婚姻制度について調べていくうちに、一時婚がなぜシーア派では認められ、スンナ派では禁止されているのかという根本的な議論を、先行研究を踏まえつつ、古典時代から現代までのさまざまな文献を通して見直すことが必要ではないかと考えるようになった。本稿では、一時婚をめぐるシーア派とスンナ派の論争について、古今の文献や現代のファトワーを参照しながら検討したい。

一時婚の先行研究として、古典時代のシーア派とスンナ派の論争を扱った Murata 1987,

⁽¹⁾ *Ihyā'*, Vol. 2, 34–95. この書の翻訳は、青柳 2003 参照。

⁽²⁾ 本稿におけるシーア派とは、十二イマーム派を指す。なお、一時婚を認めているのは、シーア派のなかの十二イマーム派であり、ほかのシーア派の分派は認めていない。

⁽³⁾ 本稿では、主に一時婚という用語を用いるが、先行研究や翻訳を引用する際にムトアとなっている場合や、その引用に基づく議論においては、ムトアとした。

⁽⁴⁾ 現代では、一時婚は主に 1) 生活苦の女性が金銭を得るための手段、2) 正式な結婚の前のお試し婚、3) 生殖補助医療においてドナー配偶子を得る手段として利用されている。1) は古くから存在した一時婚の形態であるが、2) と 3) は現代的な現象と言えるだろう。3) については、生殖補助医療を用いなくても、子どもを得るための手段として一時婚の相手に産んでもらうという形態は現代に限らず存在したであろう。また一時婚は、結婚しているメリットを享受するだけの性的関係を持たないものまで、幅広い目的で行われている。

⁽⁵⁾ 結論をまとめると以下ようになる。シーア派の一時婚は、1) 後見人が不要である点が、ウルフィー婚と同じである。(ミスヤール婚は後見人が必要。) 2) 婚姻期間を決める点が、ミスヤール婚およびウルフィー婚と大きく異なっている。一時婚は、別れることを前提としている点が、スンナ派から批判されることになるのである。しかしどのタイプの結婚であっても、男性側の婚資の支払いは必要であり、また女性が扶養してもらう権利や一緒に過ごす権利を放棄する点が共通している。

近現代の主にイランの一時婚の実態についてフィールド調査を行った Haeri 1989 などがある。また生殖補助医療の研究においても、一時婚について触れられることが多い (Atighetchi 2007; Inhorn and Tremayne 2012 など)。本稿では、Murata 1987 を参照しながら、古今の論争をまとめた上で、現代におけるファトワーを検討し、一時婚に関する最新の議論の特徴を分析したい。

一時婚とは、婚姻期間 (ajal) と婚資 (ajr) ⁽⁶⁾ を条件とする婚姻契約のことである。まず一時婚の概要を述べておく (Haeri 1989, 51-59 参照)。一時婚の契約は、イスラームにおけるほかの契約と同様に、申出と受諾を必要とする。契約の儀式は、男女だけで行うか、モスクのイマームによって行われる。普通は男女だけで契約を交渉し、儀式を行う ⁽⁷⁾。「私、某は、〇〇の金額で、〇〇の期間、あなたと結婚します」と一方が述べると、もう一方は「私は受諾します」と述べる。

異教徒との一時婚については、男性イスラーム教徒にとって一時婚が許される異教徒の女性は、終生婚と同様に、啓典の民、つまりキリスト教徒とユダヤ教徒、そしてまれにゾロアスター教徒である。なお、シーア派だけではなくスンナ派の女性とも一時婚を行うことができる。一時婚の期間については、数時間、数日間、数年間のように、期間を明確にする。

婚資の額は明確にしないといけない。さもないと契約は無効になる。一時婚では後見人 (wali) は必要ない。また妻が妊娠した場合は「子は寢床に属する」という原則のもとに夫の子とみなされるが、男性が認知しない場合もある。お互いの相続権はなく ⁽⁸⁾、一時婚の解消は離婚宣言によるのではなく期限によるが、男性側は期限満了前でも望むときに婚姻を解消できる。契約終了後の待婚期間は2回の月経とされる。一時婚を更新することも可能であり、その場合、待婚期間を待つ必要はない。

一時婚では夫婦の権利と義務は最低限であり、男性は女性の性の使用权を獲得し、女性は婚資を受け取り、それ以外の経済的支援を受けることはできない。男性は女性の使用权を持つだけで所有権は持たないので、女性は完全に支配されるわけではない。

II. 一時婚に関するコーランとハディース

1. 一時婚の根拠とされるコーランの章句

一時婚が、イスラーム初期に慣行となっていたことはスンナ派の学者も認めるが、スンナ派は預言者ムハンマドが禁止したとする。しかしシーア派はその合法性を主張する。この制度は、建前的には、姦通と私生児出産阻止のための制度だと言える (村田 2002)。

一時婚はムハンマドの時代にも、またそれ以前の時代においてもアラビア半島ではかな

⁽⁶⁾ 一時婚の婚資はアラビア語でアジュルとされ、一般的な結婚の場合の婚資であるマフル (mahr) とは言わないようである。

⁽⁷⁾ 一時婚には後見人、証人は不要である。

⁽⁸⁾ 当事者間の相続はないが、子どもは母親からは普通婚と同様、父親からは普通婚の子どもの半額を相続する (村田 2002)。

り広く行われていたとされる。コーラン4章24節(後述)は、この慣行を規定し是認している⁽⁹⁾と主張されている。一時婚がしばらくの間ムハンマドによって寛大に取り扱われていたことは確かのように思われるが、十二イマーム派法学を除き、他のすべての法学派は、ムハンマドは結局かかる婚姻は非合法であると宣言した、ということに意見の一致をみている。しかしこのように宣言された後でさえ、一時婚が依然として存在していたことは、第2代正統カリフ、ウマル(‘Umar ibn al-Khaṭṭāb, 在位 634-644)により実際に禁止され、非難されたことから伺うことができよう⁽¹⁰⁾。十二イマーム派が一時婚を保持して合法的なものとしたのは、戦争や旅行の時に有用であるとみなしたからであろうと言われている。現行のイラン民法典第1075条-1077条には、一時婚について明記しており、また同法典第993条には、終生的⁽¹¹⁾であると一時的であるとかかわらず、一切の婚姻、一時婚の残余期間の放棄による一切の離婚などは届出なければならぬと規定している(遠峰 1963a, 37-38)⁽¹²⁾。

コーランで一時婚の根拠とされるのは、メディナ期初期に啓示されたという以下の文言である⁽¹³⁾。「かの女らと、交わった(istamta‘tum)者は、定められた婚資(ujūr)を与えなさい(fa-mā istamta‘tum bi-hi min-hunna fa-ātū-hunna ujūra-hunna farīḍatan)。だが婚資が定められた後、相互の合意の上なら、(変更しても)あなたがたに罪はない(コーラン4章24節)」。

すべてのシーア派と一部のスンナ派のウラマーは、この章句、とくに「istamta‘tum」が一時婚の許可を意味するとしている(Murata 1987, 51)。スンナ派では、この章句の一般的な解釈は、一時婚ではなく普通の結婚を指すとされる(Heffening n.d.)。クルトウビー(Muḥammad ibn Aḥmad al-Qurtubī, 1273年没)の注釈書『コーラン判断の集成(al-Jāmi‘ li-Aḥkām al-Qur‘ān)』では、4章24節の「定められた婚資(ujūr)を与えなさい」とは終生婚の婚資、マフル(mahr)とするスンナ派の解釈を挙げている(Jāmi‘, Vol. 5, 129)。

一方、シーア派においては、ウバイイ・イブン・カアブ(Ubayy ibn Ka‘b, 642/643年没)とイブン・アッバース(Ibn ‘Abbās, 687/8年没)⁽¹⁴⁾の二人は、シーア派とは言えないが、「かの女らと、交わった」という文言の後に、「一定期間(ilā ajal musammā)」という文言を追加して読んだという。スンナ派はこのような読み方をしないが、シーア派はしばしばこの文言を追加する(Heffening n.d.)⁽¹⁵⁾。このように、コーランには一時婚と解釈できる章句があり、

⁽⁹⁾ 後述するように、多くのスンナ派法学者は、この章句は一時婚ではなく一般の終生婚を指すと考える。

⁽¹⁰⁾ スンナ派はこのように考えるが、シーア派は後述するように、ムハンマドではなくウマルが禁止したと主張する。

⁽¹¹⁾ イランの民法典における終生婚については、遠峰 1963b 参照。

⁽¹²⁾ 現代イランの諸法律は、レザー・シャー(Rezā Shāh Pahlavī, 在位 1925-1941)によってかなり法典化され、民法典もその例に漏れないが、まったくヨーロッパ化してしまったわけではなく、随所にイスラーム法の跡を留めている(遠峰 1963a, 37)。

⁽¹³⁾ コーランの和訳は、三田了一訳 1992 を参照した。

⁽¹⁴⁾ 620年に生まれた。預言者ムハンマドの教友で、多くのハディースを伝えた。コーラン解釈学の父。なお、彼はシーア派とは言えないが、一時婚に関してはシーア派と同じ見解を採ったとされる。

⁽¹⁵⁾ イブン・アッバース、イブン・マスウード、ウバイイ・イブン・カアブは、もともとのコ

シーア派は一時婚と解釈するが、スンナ派の多くは一時婚ではなく一般的なイスラームの婚姻制度に則った結婚と解釈する。

2. 一時婚に関するムハンマドのハディースおよび教友の言葉

次に、一時婚に関するハディース⁽¹⁶⁾を参照してみよう。一時婚はイスラーム以前のジャーヒリーヤ時代のアラブの慣習であり、預言者ムハンマドが認めていたというハディースがある。

・カイス（Qays ibn ‘Āsim, 670年没）は伝えている。アブドゥッラー・イブン・マスウード（‘Abd Allāh ibn Mas‘ūd, 652・53・54年没）はこう語った。「私たちは、アッラーのみ使い（ムハンマド）と共に遠征したが、その折、女性はだれも連れて行かなかった。それで、私たちは（冗談に）『去勢すべきではなかったのですか』といった。み使いは、それを否定なさったが、そのあと、女性に衣服を与えることを条件に、特定期間を定めた一時婚の契約をかわすことをお認めになった。……（*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 4, 342; ムスリム 1987, 2巻, 438）」。

この他にも、ムハンマドが一時婚を認めたという伝承が多数存在する⁽¹⁷⁾。

しかし、このように認められていた一時婚を、ムハンマドが禁止したというハディースもある。たとえば、以下のようなものがある。

・ムハンマド・イブン・アリーは、彼の父アリー（‘Alī ibn Abī Ṭālib, 第4代正統カリフ、在位 656-661）より聞いて、以下のように語っている。「預言者は、ハイバルの日⁽¹⁸⁾に、一時婚を契約すること、及び、家畜用ろばの肉を食べることを永久に禁じた（*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 4, 345; ムスリム 1987, 2巻, 444）」。

・ラビーウ・イブン・サブラ（Rabī‘ ibn Sabrah）は、彼の父から聞いてこう伝えている。「アッラーのみ使いは、メッカ征服の日、女性と一時婚の契約を結ぶことを禁じた（*Ṣaḥīḥ*

ーランには、「ilā ajal musammā」という三つの単語があったのだが、後に欠落したとする

（*Sharḥ al-Luma‘*, Vol. 5, 281）。シーア派のタバルスィーのコーラン注釈書（*Majma‘ al-Bayān*）の4章24節の解釈も参照（*Majma‘*, 32）。<http://www.hodaalquran.com/rbook.php?id=2720&mn=1>

⁽¹⁶⁾ 本稿では、ムハンマド以外の者の言行を伝える伝承については、主に伝承と記す。また本稿のハディースおよび伝承は、主にムスリム（Muslim, 875年没）とブハーリー（al-Bukhārī, 870年没）の両『サヒーフ（*Ṣaḥīḥ*）』から引用した。とくにムスリムのハディース集には「一時婚の禁止に関して」という章がある。その他のハディース集における一時婚のハディースについては、Heffening n.d.参照。なおスンナ派六大伝承集を含むハディース集のアラビア語原文と英訳がウェブ上で公開されており、検索することもできる。筆者はSUNNA.COM

（<http://sunnah.com>）を参照した。またムスリムのハディース集の和訳は、磯崎定元ほか訳のムスリム 1987、ブハーリーのハディース集の和訳は、牧野信也訳のブハーリー 2001を参照し、一部改訳した。

⁽¹⁷⁾ ムハンマドの時代のみならず、ウマルの時代においても一時婚が許可されていたという伝承がある。たとえば、イブン・ジュライジュの伝えている伝承によれば、……ジャービルは「確かに、この一時婚は、アッラーのみ使いの時代や、アブー・バクル、及び、ウマルのカリフ時代に私たちにとって役に立つ制度でした」と語った（*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 4, 342; ムスリム 1987, 2巻, 439）。しかし、スンナ派はこれらの伝承をシーア派の論点を立証するものとしては認めない（Murata 1987, 65）。

⁽¹⁸⁾ 628年、ムハンマドは、メディナのユダヤ教徒のナディール族が住むハイバルに遠征した。

M, Vol. 4, 344; ムスリム 1987, 2 巻, 442)」。

ここでは、ハイバル遠征の日 (628 年) もしくはメッカを無血開城したとき (632 年) に、預言者ムハンマドが一時婚を禁止したとされる。また、シーア派初代イマームとされるアリーが伝えているハディースがあるにも関わらず、シーア派は、一時婚は禁止されていないとしている⁽¹⁹⁾。

預言者ムハンマドではなく、後に第 2 代正統カリフのウマルが禁止したという伝承もある。

・ジャービル (Jābir ibn ‘Abd Allāh, 697 年没)⁽²⁰⁾はこう伝えている。「私たちは、アッラーのみ使いの在世当時やカリフ、アブー・バクル (Abū Bakr, 初代正統カリフ, 在位 634-644) の時代には、ひとつかみのなつめやしの実や麦粉を贈り物として、一時婚の契約を結びました。しかしカリフ、ウマルは、アムル・イブン・フライス (‘Amr ibn Ḥurayth) の一件⁽²¹⁾を契機に、この制度を禁じました (Ṣaḥīḥ M, Vol. 4, 342; ムスリム 1987, 2 巻, 439)」。

・アブー・ナドラ (Abū Nadrah) はこう伝えている。「私が、ジャービル・イブン・アブドゥッラーと一緒にいた時、或る男が彼の処に来て、『イブン・アッバースとイブン・ズバイルでは、二つのムトア《ハッジのタマツウ⁽²²⁾及び女性との一時婚を意味する》についての意見が対立しています』と言った。これに対し、ジャービルは、『私たちは、アッラーのみ使いの在世当時には、この両方共行いましたが、カリフ、ウマルによって禁じられました。それ以後、私たちは、再び行うことはなかったのです』と語った (Ṣaḥīḥ M, Vol. 4, 343; ムスリム 1987, 2 巻, 439-440)」。

ムハンマドが禁止し、さらにウマルが後に説教壇から禁止して人々に知らせたという伝承がイブン・マージャ (Ibn Mājah, 887 or 889 年没) のハディース集『スナン (Sunan)』の「結婚の章」にある。

・イブン・ウマルはこう伝えている。「ウマルが統治者であった時、人々に説教し、こう言った。『ムハンマドは私たちに三回一時婚をお許しになったことがあるが、後にこれを禁じた。神に誓って、私のもとに、ムハンマドが一時婚を禁止した後、再び許可なされたという四人の証言者を連れて来ない限り、私は一時婚をした既婚者を石打ちの刑に処すであろう』 (Sunan M, Vol. 3, 177-178, no. 1963)」。⁽²³⁾

⁽¹⁹⁾ その理由については後述する。

⁽²⁰⁾ 預言者ムハンマドの教友。父親と共に初期の段階でイスラームに入信したアンサール。ムハンマドのハディース伝承者として有名で、1540 のハディースが彼に帰せられ、ブハーリーとムスリムは彼の伝えた 210 のハディースを採用している (Kister 1981, 230-232)。

⁽²¹⁾ アムル・イブン・フライスは、クーファで一時婚を結び、相手の女性を妊娠させた。この折、アムルから相談を受けたウマルは、この慣行が姦通行為にも類似するとして、全面的に禁止するに至った (ムスリム 1987, 2 巻, 439 の注)。

⁽²²⁾ ハッジ (メッカ巡礼) の前にウムラ (小巡礼) を行う場合、ウムラの禁忌状態からハッジの禁忌状態に入るが、巡礼者はその間の期間に禁忌状態では禁止されていることを楽しむ (tamattu‘) ことができた。ハッジの前のタマツウのことをハッジのムトアという (Murata 1987, 57-58, n. 16)。

⁽²³⁾ ウェブ版では <http://sunnah.com/ibnmajah/9> no. 2039 のハディース。「良好 (hasan)」なハデ

この伝承によれば、ムハンマドが一時婚を禁止し、ウマルが説教でそのことを再確認したという。シーア派は後述するように、アリーは一時婚に賛成だったが、説教のときは黙っていたとする。スンナ派にとっては、アリーを含め、人々は一時婚禁止に賛成していたので黙っていたのであり、またアリーはその後禁止しなかったということになる。

一時婚に関してはさまざまなハディースや伝承があり、預言者ムハンマドが禁止したのか、ウマルが禁止したのかは明確ではない。先に述べたハディースにあるように、ムハンマドが禁止しても一時婚という慣行は根強く残っており、ウマルが再び禁止した可能性もあるのではないだろうか。しかしシーア派の言うように、ムハンマドは禁止しておらず、ウマルが禁止したものを、後の時代の人々が預言者ムハンマドに帰した可能性もあるだろう。

以上のようなハディースや伝承を根拠として、スンナ派は、預言者ムハンマドもしくはウマルの言葉、あるいは両者の言葉によって一時婚は廃止されたとする。しかし、シーア派はコーランを根拠に廃止されていないとしている。一時婚を指すとされるコーランの文言を、ハディースによって廃棄（naskh）することはできないという立場を採っているからである⁽²⁴⁾。またシーア派は、預言者ムハンマドの後継者はただちにアリーであったはずとしてウマルをカリフと認めていないため、ウマルの言葉を見做しているのかもしれない⁽²⁵⁾。預言者ムハンマドが一時婚を禁止したというハディースもあり、しかもそれをアリーが伝えているが、そのハディースも見做されており、シーア派は一時婚の合法性を主張している。

III. 一時婚に関するシーア派とスンナ派の論争

1. コーラン 4 章 24 節に関する議論

ここでは、主に Murata 1987 (Sachiko Murata, *Temporary Marriage in Islamic Law*) を参照しながら、シーア派とスンナ派の一時婚に関する論争をみてみよう⁽²⁶⁾。シーア派の議論は、さまざまなシーア派のハディース集、コーラン注釈書などによっており、スンナ派については、主にファフルッディーン・ラーズィー (Fakhr al-Dīn al-Rāzī, 1209 年没)⁽²⁷⁾のコーラン注

イスとされている。

⁽²⁴⁾ 廃棄については後述する。

⁽²⁵⁾ しかしながら、シーア派がウマルの言葉に従っている興味深い例がある。現行のコーランにおける姦通罪への処罰はむち打ち刑であるが、ウマルはもともとのコーランには石打ち刑の記述があったが削除され、またムハンマドも石打ち刑を行ったとして、既婚者の姦通には石打ち刑を取り入れたという (*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 5, 132-133; ムスリム 1987, 2 巻, 733-734; イブン・イスハーク 2010, 3 巻, 587)。そしてシーア派もこの石打ち刑を刑罰に取り入れており、ここではシーア派もウマルの言葉に従っている。

⁽²⁶⁾ シーア派の一時婚に関する主張については、Samawi 2014 も参照。

⁽²⁷⁾ テヘランの南の都市、レイに生まれ、ホラズム・シャー朝の保護を受けたアシュアリー学派神学者、シャーフィイー学派法学者。思想的にはガザーリーを継承し、アシュアリー学派神学に哲学を批判的に取り入れ、また神秘主義的傾向を持ち、さまざまな思想潮流を融合させた。百科全書的なコーラン注釈書、イブン・スィナーの著作の注釈書、哲学批判の著作、神学的著作、神名注釈書、薬学、幾何学、人相学など多様な分野の著作を残している。

釈書『大注釈書、不可視界の鍵 (*al-Tafsīr al-Kabīr wa-al-Mafātīḥ al-Ghayb*)』のコーラン4章24節の解釈 (*Tafsīr*, Vol. 10, 50-58) によっている。一時婚の議論は法学の扱う分野であるとともに、コーラン4章24節が重要な役割を持つために、コーラン注釈書においても一時婚について述べられているのである⁽²⁸⁾。

スンナ派も、初期の頃には一時婚が許可されていたことに同意しており、先に述べたコーラン4章24節について、一時婚の許可を指すとするスンナ派もいる。しかし彼らは、その章句はコーランのほかの章句によって廃棄されたのだとする。スンナ派は自らの主張を証明するために、1) 4章24節以外のコーランの章句、2) ウマルの一時婚を廃止するという説教、3) 教友によって伝えられた預言者ムハンマドのハディースという三つの論点から議論している。そしてシーア派はそれぞれの論点に対して反論しているのである (*Murata* 1987, 54-55)。

上記の1)～3)に関する、スンナ派とシーア派の論争について述べたい。

1) ラーズィーの注釈書では、まず「預言者よ、あなたがたが妻と離婚する時は、定められた期限に離別しその期間を(正確に)計算しなさい(コーラン65章1節)」によって4章24節は廃棄されたという見解が述べられている (*Tafsīr*, Vol. 10, 52)。終生婚では(離婚後の)待婚期間は、3回の月経(コーラン2章228節)もしくは3か月(コーラン65章4節)であるが、一時婚ではそれよりも短く、2回の月経とされる (*Haeri* 1989, 57; 60)。待婚期間の日数が終生婚とは異なっているため、一時婚は廃棄されたとされるのである。

さらに、クルトゥビーのコーラン注釈書では、「かれら(信者たち)は、自分の陰部を守る者。ただし配偶者と、かれらの右手に所有する者(奴隷)は、別である。かれらに関しては、咎められることはない(コーラン23章5-6節)」によって、ムハンマドの妻のアーイシャ(‘Ā’ishah, 678年没)やその他の者たちが、一時婚の章句は廃棄されたとしている (*Murata* 1987, 55; *Jāmi’*, Vol. 5, 130)。

コーラン23章5-6節によれば、性交渉を行うことができる女性は妻か女奴隷であるが、一時婚をした女性は、妻でも女奴隷でもない。というのは、もし彼女が妻であれば夫婦はお互いの財産を相続するが(コーラン4章12節)⁽²⁹⁾、一時婚では相続が生じないからである (*Murata* 1987, 55; *Tafsīr*, Vol. 10, 52; *Jāmi’*, Vol. 5, 130)。コーラン23章5-6節によれば、終生婚をしている妻か、所有している女性奴隷以外とは性交渉を行うことはできないため、当然一時婚は許されないということになる⁽³⁰⁾。よって23章5-6節は、一時婚禁止の根拠となる

⁽²⁸⁾ あるコーランの章句がコーラン解釈書で言及され、同時に法学のテーマに関わることは珍しいことではない。

⁽²⁹⁾ 妻が遺したものは、かの女らに子がない場合、半分をあなたがたが受ける。もし子がある場合は、かの女らの遺言と債務を果たした後、あなたはかの女の残したものの、4分の1を受ける。またあなたがたが遺すものは、あなたがたに子がない場合は、妻はあなたの遺産の4分の1を受ける。もしあなたがたに子がある場合は、遺言と債務を果たした後、かの女たちはあなたが残したものの8分の1を受ける(コーラン4章12節)。クルトゥビーは、この遺産相続の章句によっても、一時婚の章句は廃棄されたとしている (*Jāmi’*, Vol. 5, 130)。

⁽³⁰⁾ 松山 2018, 312-313にも同様の説明が述べられている。シーア派のコーラン解釈については

し、またもし4章24節が一時婚を指すとしても、それを廃棄する章句となる。

シーア派のタバータバーイー（Muḥammad Ḥusayn Ṭabāṭabā'ī, 1981年没）⁽³¹⁾はコーラン注釈書『秤（Mīzān）』の4章24節の解釈において、以下のように反論する。一時婚を廃棄するとされる23章5-6節はメッカ期に啓示されたものであるが、4章24節はヒジュラ後のメディナ期に啓示された。よって、先に啓示されたものが後に啓示されたものを廃棄することはできない（Murata 1987, 56; *Mīzān*, Vol. 4, 274）⁽³²⁾。またスンナ派は、一時婚による妻は合法的な妻ではない、というのは、コーランの章句によって合法的な妻は遺産を相続できるからであると言う。しかしシーア派はいくつかの例外もありうるとする（Murata 1987, 56）。タバータバーイーは、相続の章句や待婚期間の章句と、4章24節との間には、廃棄する、廃棄されるという関係はないとする（*Mīzān*, Vol. 4, 274）⁽³³⁾。

2. ウマルの一時婚の禁止に関する議論

2) ウマルの説教については、バイハキー（Aḥmad ibn Ḥusayn al-Bayḥaqī, 1066年没）のハディース集『スナン（*Sunan*）』の「結婚の章 ムトアの節」に以下のものがある。「ウマルは人々に説教し、こう言った。『ムハンマドの時代、二つのムトア（一時婚を意味するムトアとハッジのムトア⁽³⁴⁾）が行われていたが、私はこれら二つを禁止し、これらを行う者を罰するであろう。……（mut‘atāni ‘alā ‘ahd rasūl Allāh wa-anā unhī ‘an-humā wa-u‘āqib ‘alay-himā……）』（*Sunan B*, Vol. 7, 335, No. 14170）」⁽³⁵⁾。

ラーズィーは、以下のようにウマルの言葉に対するスンナ派としての解釈をまとめている。ウマルは教友たちが集まるなかでこの言葉を述べた。そして誰も反論しなかった。それゆえ、以下の三つの状況が考えられる。(i) 誰もがムトアは禁止されていることを知っている

平野 2018, 337-339 参照。

⁽³¹⁾ 現代イランのコーラン注釈者、哲学者。

⁽³²⁾ ウェブでは <http://www.alseraj.net/maktaba/kotob/quran/almizan/almizan4/f5-4.htm> 参照。そのほか、コーラン4章25節、24章33節では、結婚する資金のない者は女性奴隷を娶るか、自制するように説かれており、一時婚をするようにとは説かれていない。ただシーア派からは、一時婚は平常時ではなく、戦時や旅行時が想定されていると反論されるかもしれない。ただしそのような反論は、本稿執筆の際に調査した文献には見当たらず、シーア派は、平常時においても一時婚が許されているという立場であった。

⁽³³⁾ またタバータバーイーによれば、一時婚はムハンマドの時代に禁止されることはなかったし、カリフ、ウマルの時代にも広く実践されていた。コーラン4章24節は取り消されたという見解は認められない。そして男性の衝動によって引き起こされる害悪を最小化するために、一時婚は容認されるとしている（タバータバーイー 2007, 227-230）。シーア派は、あらゆる姦通を排除しようとしても、男性は姦通を犯してしまうと想定し、一時婚によって姦通を予防しようとしていると言えよう。

⁽³⁴⁾ タマツトウ方式の巡礼。本稿の注22参照。

⁽³⁵⁾ Murataはこのハディースをアフマド・イブン・ハンバル（Aḥmad ibn Ḥanbal, 855年没）の『ムスナド（*Musnad*）』のno. 369（*Musnad*, Vol. 1, 213）のハディースを出典としているが、該当箇所は、ウマルがムハンマドの時代に二つのムトアが行われていたと述べたという内容であり、ウマルが人々の前で説教し、二つのムトアを行った者を罰するとは書かれていなかった。ラーズィーはバイハキーのスナンにあるハディースを引用していると思われる。

たので、黙っていた。(ii) 誰もがムトアは許可されていることを知っていたが、ウマルをなだめるために黙っていた。(iii) 彼らは禁止されているのか、許されているのか知らなかった。それで彼らは黙っていた。

そしてラーズィーは (i) の場合が正しいとして、それを証明しようとしている。(ii) の場合、コーランの章句とムハンマドがムトアを許可したことを知っていたウマルが、コーランの章句を廃棄する章句がないのにムトアを禁止したことになり、これは不信仰だからである。(iii) の場合、ムトアが禁止されているのか、許されているのか、聴衆が知らないことは不合理である。もし許されていたなら、その事実は広く知られていたはずである。よって、教友たちは皆、ムトアはすでに禁止されていたことを知っていたので黙っていたのである (Murata 1987, 58; *Tafsīr*, Vol. 10, 52-53) ⁽³⁶⁾。

シーア派のコーラン注釈者、タバルスィー (Abū ‘Alī al-Faḍl ibn al-Ḥasan al-Ṭabarsī, 1153 年没) は『コーラン注釈における証明の集成 (*Majma‘ al-Bayān*)』の 4 章 24 節の解釈において、以下のようにスンナ派の通説に対して反論する。預言者ムハンマドの存命中に許可されていた二つのムトアをウマルが禁止したという有名な言葉があるが、ウマルは彼の意見を表明したことによって、その禁止 (の言葉) を自分に帰したのである。もしムハンマド自身がそれらを廃棄 (*nasakha*)、もしくは禁止 (*nāha*)、もしくは廃止 (*abāḥa*) していたなら、ウマルは自分ではなく、ムハンマドに禁止の言葉を帰したはずである (Murata 1987, 58-59; *Majma‘ al-Bayān*, Vol. 3, 46-47) ⁽³⁷⁾。

また、シャヒード・サーニー (Zayn al-Dīn ibn Aḥmad al-Jubā‘ī al-‘Āmilī, 1558 年没) の『ダマスカスの閃光の注釈における美しい庭園 (*al-Rawḍah al-Bahīyah fī Sharḥ al-Luma‘ al-Dimashqīyah*)』の「婚姻の書 ムトアの節」および、現代イラクで活躍した模倣の鑑 (*marja‘ al-taqlīd*)、フーイー (Abū al-Qāsim al-Mūsawī al-Khū‘ī, 1992 年没) の『コーラン注釈における証明 (*al-Bayān fī Tafsīr al-Qur‘ān*)』の 4 章 24 節の解釈は、コーランの章句の廃棄に関するムトアの解釈において、以下のようにシーア派の見解を説明する。ウマルの禁止がイジュティハード (*ijtihād*) によるのであれば、それは誤りである (*Sharḥ al-Luma‘*, Vol. 5, 282)。というのは、イジュティハードはコーランまたはハディースを否定することはできないからである (Murata 1987, 59)。よってコーラン 4 章 24 節では、ムトアは許可されているとするのである。

またウマルが、ムハンマドの言葉に反して独自にイジュティハードをしたか、もしくはムハンマドの禁止の言葉に基づいてイジュティハードをしたか、どちらかであるが、前者ならウマルの判断は根拠がない。後者なら、多くの教友たちがムハンマドの存命中にムトアが許されていたことを証言しているので、それもありえない。ウマル以外の教友たちが、ムトアの禁止をずっと知らなかったことなどありえようか (Murata 1987, 60; *Bayān*, 328-329)。

ラーズィーはスンナ派として、以下のように反論する。もしウマルが、「今まで啓示 (*shar‘*)

⁽³⁶⁾ コーランの文言は、ウマルの言葉によっては廃棄されない。

⁽³⁷⁾ ウェブ上でも公開されている。 <http://www.hodaalquran.com/rbook.php?id=2720&mn=1>

によってムトアは許可されていたが、私が禁止する」と言ったとすれば、ウマルとそれを聞いて黙っていた者たちは皆、不信仰者である。しかしそのような主張をする者はいない。そこで結論として、ウマルの意味することは、「ムトアはムハンマドの時代に行われていたが、私はそれを禁止する。というのは、あなたたちも知っているように、ムハンマドはそれを廃止したからである」ということである（Murata 1987, 60-61; *Tafsīr*, Vol. 10, 56）。つまりウマルは、啓示において許可されていたムトアを自分のイジュティハードで勝手に禁止したのではなく、ムハンマドが禁止したが実際は続いていたムトアの禁止を明確にしたということであろう。

それに対しシーア派は、ウマル以外の教友が皆ムトアの禁止を忘れていたことなど想像できないと言う。皆が黙っていたことは、ムハンマドがムトアを禁止していたことを証明しない。ウマルが石打ちによって人々を脅したかもしれないからである⁽³⁸⁾。アリーは反論できず、耐え忍んでいたのである（Murata 1987, 61）⁽³⁹⁾。

3. ムハンマドのハディースによる禁止に関する議論

3) 教友によって伝えられた、預言者ムハンマドのハディースについては、先に述べた、アリーの伝える「預言者は、ハイバルの日に、一時婚を契約すること、及び、家畜用るばの肉を食べることを永久に禁じた」がある。これはスンナ派の真正なハディースであるし、シーア派のハディースでも同様である。しかし、シーア派のフル・アーミリー（Muhammad ibn al-Ḥasan al-Ḥurr al-ʿĀmilī, 1693 年没）によるこのハディースの解釈によれば、シーア派のシャイフッターイファ・トゥースィー（Shaykh al-Tāʾifah al-Tūsī, 1068 年没）は、アリーは自分自身を守るために、タキーヤ（taqīyah 信仰隠し）していたのであるとする（Murata 1987, 62; *Wasāʾil*, Vol. 14, 486, no. 32）⁽⁴⁰⁾。

またアリー以外の人物が伝えた、ムハンマドが一時婚を禁止したというハディースも存在する。

・ラビーウ・イブン・サブラ・ジュハンニーは、彼の父の話をこう伝えている。彼（サブラ）がアッラーのみ使いと一緒に折、み使いは「人々よ、私は、あなた方に女性と一時婚の契約を結ぶことを許した。しかし、今や、アッラーは、審判の日までそれを禁じられた。そ

⁽³⁸⁾ 先に述べた、ウマルがムトアをした者は石打ちに処すると述べた伝承を指すと思われる。ほかにも類似の伝承として、アブー・ナドラの伝える以下の伝承がある。ウマルがカリフに就任した時、彼は『……それ故、あなたたちはアッラーが命じ給うたように、ハッジとウムラを行ないなさい。なお、あなた方と、このタマツトウウの間共に過した女性がおれば、法に定められた条件で結婚しなさい。期限つきの結婚（ムトア）をした者が連れてこられた時には、私は石打ち刑による死を宣告します』と言いました（*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 4, 238-239; ムスリム 1987, 2 巻, 308-309）。

⁽³⁹⁾ Murata が出典としていた Ḥusayn Yūsuf Makkī, *al-Mutʿah fī al-Islām*, Persian trans., 1963, 68-69 については、原典確認ができなかった。

⁽⁴⁰⁾ Murata はこのハディースの出典をテヘラン、1965-66 年の版の 4 巻としているが、14 巻と思われる。30 巻本のウェブ版では、Vol. 21, 12 参照。

れ故、この形式によって女性と結婚した者は、その女性と別れて自由にやりなさい。あなたたちが彼女らに贈った物を取り返してはなりません」と言われた (*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 4, 344; ムスリム 1987, 2 卷, 441)。

シーア派の法学者フーイーは、まずラビーウ・イブン・サブラが伝えるハディースについては、伝承経路が複数あるとはいえ、ラビーウ・イブン・サブラという一人の教友からしか伝わっていないハディース (*wāḥid*) であり、ワーヒドのハディースによってコーランの章句を廃棄することはできないとする (Murata 1987, 63; *Bayān*, 320) ⁽⁴¹⁾。また、アリーの伝えるムハンマドが一時婚を禁止したというハディースは真正ではないと言う。なぜなら、すべてのイスラーム教徒によって一時婚はメッカ征服時に認められていたのに、その三年前のハイバル遠征で禁止されたとアリーが言うのは理不尽だからである (Murata 1987, 62-63; *Bayān*, 321)。

さらにスンナ派は、ハディースのみならず、共同体の合意による議論を持ち出している。スンナ派は、ウマルがムトアを禁止した後、すべての教友は、イブン・アッバース——亡くなる前に意見を変えた——を除いて、ムトアの禁止で合意しているとする。それに対しシーア派は、合意は、ムトア禁止の証明にはならないと言う。シーア派のイマームたちがすべてムトアの許可で一致しているということは、合意はなかったことを示しているのである (Murata 1987, 68)。

両派の議論をまとめよう。まずスンナ派の多くは、コーラン 4 章 24 節は一般的な終生婚を指すのであり、一時婚ではないとする。スンナ派の一部のウラマーは、コーラン 4 章 24 節は一時婚を指すとしているが、この章句はほかの章句 (23 章 5-6 節, 65 章 1 節など) によって廃棄されたとする。また、預言者ムハンマドが一時婚を禁止したという多くのハディースやウマルが禁止したという伝承があるため、スンナ派は一時婚の禁止で合意している。ムハンマドとウマルの二人に一時婚禁止のハディースおよび伝承が帰せられているが、スンナ派は、ウマルの時代、ムハンマドが禁止したことを皆が知っており、ウマルが再び禁止したとする。またスンナ派は、もしウマルの時代まで一時婚が続いていたとしても、ウマル以降は廃止されたことへの合意があるとしている。

次にシーア派の反論をまとめよう。まずシーア派は、コーラン 4 章 24 節は一時婚を指すとしている。また、ウマルが二つのムトアを禁止したという説教の伝承があるが、それについて二つの場合が想定される。

1) ムハンマドの時代はずっとムトアは許可されていたのに、ウマルがイジュティハードしたのなら、それに従う必要はない。

⁽⁴¹⁾ シーア派ウラマーのイブン・ザイヌッディーン (Muhammad ibn Zayn al-Dīn, 1602 年没) によると、コーランの規定を確定的な伝承に基づく規定で、そして確定的な伝承の規定をコーランの規定で取り消すことが可能な点についてもシーア派においては異議を唱える者は見当たらず、スンナ派の大多数の者もこの説を支持する (イブン・ザイヌッディーン 1985, 405)。しかし、一時婚の禁止を説くラビーウ・イブン・サブラが伝えるハディースはワーヒドであり確定的ではないので、コーランの規定を廃棄できないことになる。

2) ムハンマドが禁止して、人々が忘れていたので、ウマルがもう一度禁止したとしたら、ウマル以外が忘れていたことはありえない。

よって、ウマルが一時婚を禁止したという伝承があるとしても、それに従う必要はない。また、ムハンマドが一時婚を禁止したというハディースがあり、しかもアリーが伝えているものがある。それは正しいハディースではあるが、アリーはタキーヤしていただけである。なぜアリーが伝えた、ムハンマドがムトアを禁止したというハディースがシーア派で無視されているのか、という疑問が生じるが、シーア派はタキーヤで反論したのである。

以上のように、シーア派はコーラン4章24節において一時婚が許可されており、それはハディースによっても廃棄されることはないとする。一方スンナ派は、コーラン4章24節は一時婚を指しているのではなく、終生婚を指しているとする。もし4章24節が一時婚を意味するとしても、ほかの章句で廃棄されており、さらにムハンマドもしくはウマルが禁止したのだから、一時婚は禁止なのだとする。このように両者の言い分は平行線をたどっていると見えよう。次に、現代のウラマーによるファトワーを参照し、現代のスンナ派とシーア派の一時婚をめぐる論争について検討したい。

IV. 一時婚に関する現代のファトワー

現代のスンナ派のウラマーは、一時婚についてどのような反論をしているのだろうか。ファトワー提供ウェブサイト Islam Q and A における一時婚に関する質疑応答をみてみよう。なお、Islam Q and A の創設者・監修者は、サラフィー主義者のシャイフ・ムハンマド・サーリフ・ムナッジド (Shaykh Muḥammad Ṣāliḥ al-Munajjid, 1960-) であり、本節は、スンナ派のなかでもとくにサラフィー主義者の見解の分析である。

「一時婚とそれを許可するラーフィド派（シーア派）⁽⁴²⁾への反論 (Mut'ah marriage and refutation of those Raafidis who permit it)」というファトワー⁽⁴³⁾には、以下のように述べられている。

質問：イスラームにおける一時婚の概念について教えてください。……どの法学派がそのような概念を信じているのか、コーランとハディースを引用しながら教えてください。

回答：ムトア、つまり一時婚は、金銭を払う代わりに、ある男性がある女性と特定の期

⁽⁴²⁾ シーア派については、しばしば「ラーフィド派（拒否者）」という呼称も使用される。アリーのひ孫であるザイドがアブー・バクルとウマルの正統性を否定しなかったことに異議を申し立て、ザイドを「拒否」して離れた者たち、および、そこから発生したもろもろの分派を指す（松山 2016, 121）。ラーフィド派は十二イマーム派以外のシーア派も含んでいるが、ここでの議論では一時婚を認める十二イマーム派を指していると考えられる。

⁽⁴³⁾ <https://islamqa.info/en/20738>

間、結婚することを意味する。結婚の基本的原則は、それが永続するということである。一時婚は、イスラームの初期の時期には許されていたが、廃止され、最後の審判の日までハラーム（禁忌）となったのである。

・アリーは以下のように言った。「ハイバル遠征のとき、預言者は一時婚とろばの肉を食べることを禁じた (*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 4, 345; ムスリム 1987, 2 巻, 444)」。

・ラビーウ・イブン・サブラ・ジュハンニーは、彼の父の話をこう伝えている。彼（サブラ）がアッラーのみ使いと一緒に折、み使いは「人々よ、私は、あなた方に女性と一時婚の契約を結ぶことを許した。しかし、今や、アッラーは、審判の日までそれを禁じられた。それ故、この形式によって女性と結婚した者は、その女性と別れて自由にしてやりなさい。あなたたちが彼女らに贈った物を取り返してはなりません」と言われた (*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 4, 343-344; ムスリム 1987, 2 巻, 441)。

神は結婚を、私たちを熟慮にいざなう徴とした。神は夫婦間の愛と信愛を創造し、妻を夫の平静の源とした。神は我々に子どもを持つように促し、女性に待婚期間を守り、相続することを命じた。この禁止された形態の婚姻（一時婚）にはそれらの要素はなにもない。

一時婚を許されるとするラーフィド派、つまりシーア派によると、一時婚をした女性は、妻でもないし愛人でもない。しかし、神は以下のように言われている。「かれら（信者たち）は、自分の陰部を守る者。ただし配偶者と、かれらの右手に所有する者（奴隷）は、別である。かれらに関しては、咎められることはない（コーラン 23 章 5-6 節）」。

ラーフィド派は、一時婚は許されるという彼らの議論を補強するために、不正な証拠を引用する。たとえば、彼らは以下の章句を引用する。「かの女らと、交わった者は、定められた婚資を与えなさい。……（コーラン 4 章 24 節）」。そして彼らは以下のように言う。この章句は、一時婚は許されることを示している。そして「定められた婚資」という言葉こそが、「かの女らと、交わった者は」という句によって意味されているのは一時婚であることの証拠なのである。

これに対する反論は、以下の事実である。この文言の前に、神は結婚が禁止されている女性について述べ、次に結婚が許されている女性について述べ、そして結婚する女性に婚資を与えるように命じているのである⁽⁴⁴⁾。……婚資はここでアジュル (*ujūra-hunna*) と言われている。しかしこれは、一時婚の契約において一時婚をしている相手女性に男性が支払う金銭を意味しないのである。アジュルという婚資について、神は以下のように言われている。「預言者よ、われがあなたの妻として許した者は、あなたがアジュル (*ujūra-hunna*) を与えた妻たち……（コーラン 33 章 50 節）」。このように、この章句（コ

⁽⁴⁴⁾ コーラン 4 章 24 節の前半は、以下のとおりである。「またあなたがたに（禁じられている者は）、夫のある女である。ただしあなたがたの右手の所有する者（奴隷の女）は別である。これはあなたがたに対するアッラーの掟である。これら以外は、すべてあなたがたに合法であるから、あなたがたの財資をもって、（良縁を）探し求め、面目を恥かしめず、私通（のよう）でなく（結婚しなさい）」。

ーラン 4 章 24 節) が、一時婚が許されることを示唆する証拠はないのである。

たとえ我々が、もしこの章句が一時婚は許されることを示唆していると言ったとしても、一時婚は、復活の日まで禁止されたことを証明する真正なスンナにおける文言によって廃棄されたのだと我々は答えよう。

ここでは、まず初期の時代に行われていた一時婚が廃止された根拠としてハディースが列挙され、コーラン 23 章 5-6 節も引用されている。続いて、コーラン 4 章 24 節が一時婚ではなく終生婚を指すことを確認した上で、もし一時婚を指すとしてもコーランの文言を真正なスンナで廃棄できるとされている。先にみたラーズィーの議論では、コーラン 4 章 24 節が一時婚を指すとしても、この章句はほかの章句によって廃棄されたとしており、コーランの文言はコーランの文言によって廃棄されている。

コーランはコーランによって廃棄され、ハディースはハディースによって廃棄されるという廃棄理論を多くのウラマーは受け入れているが、ハディースによるコーランの廃棄、コーランによるハディースの廃棄については、より繊細な問題を引き起こし、ウラマーによって異なっている (Burton n.d.)。概してスンナ派において、(イスナードが極めて多い) ムタワーティル (mutawātir) のハディース (スンナ) によるコーランの廃棄は認められているようである⁽⁴⁵⁾。このファトワーの回答者は、ムハンマドのスンナによってコーランの文言を廃棄できるとしている。

次に「一時婚の犠牲となったキリスト教徒の女性 (A Christian woman who has fallen victim to a mut'ah marriage)」というファトワー⁽⁴⁶⁾においても、以下のようにハディースが引用され、一時婚が否定されている。

⁽⁴⁵⁾ スンナによるコーランの廃棄について、(イスナードが一つしかない) アーハード (āhād) のハディースによる廃棄は大多数の法学者が反対している。ムタワーティルのハディースによる廃棄については、マーリク・イブン・アナス、アブー・ハニーファ、アフマド・イブン・ハンバルなどの著名な法学者が許可している (Suiçmez 2006, 51-52)。シャーフイーによれば、コーランはコーランによってしか廃棄できず、スンナはコーランを廃棄できない。スンナはコーランに従うものだからであるとする。しかしシャーフイーは、姦通罪に対する石打ち刑を支持する際、スンナによってコーランの既定が廃棄されうることを暗に認めている (Fatoohi 2012, 19-20)。現代のスンナ派法学者のハッラーフ ('Abd al-Wahhāb al-Khallāf, 1965 年没) によると、コーランの明文は互いに他を廃棄することがあり、またムタワーティルのスンナによる場合もある。それらはいずれも確定的であり、また力において同一だからである。たとえば、すべての死骸 (の食用) を禁止したコーランの明文は、海の動物の死骸 (の食用) を許容するムタワーティルの<行為のスンナ>によって限定され、さらに「その水は清く、そのなかの死骸 (の食用) は適法である」という使徒の言葉で強化されている (ハッラーフ 1984, 299)。ハッラーフは、コーランの文言がスンナによって廃棄されうるとしながらも、コーランがスンナによって限定される例を挙げている。またタバータバーイーによると、ハディースによるコーランの取り消しは法源学上の大問題であり、スンナ派の多くの学者がそれを認めている (タバータバーイー 2007, 254, 注 16)。シーア派の廃棄については、本稿の注 41 参照。廃棄の詳細については、稿を改め論じたい。

⁽⁴⁶⁾ <https://islamqa.info/en/6595>

・イヤース・イブン・サラマは、彼の父から聞いて、こう伝えている。アッラーのみ使いは、アウタースの年（フナインの戦闘が行われたイスラーム暦 8 年，629 年）に、三晩だけの一時婚の契約を結ぶことをお許しになったことがあるが、後にこれを禁じられた（*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 4, 343; ムスリム 1987, 2 巻, 440）。

・ラビーウ・イブン・サブラは、彼の父から聞いて、こう伝えている。「アッラーのみ使いは、メッカ征服の日、女性と一時婚の契約を結ぶことを禁じた（*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 4, 344; ムスリム 1987, 2 巻, 442）」⁽⁴⁷⁾。

さらにアリーの伝える、ムハンマドが一時婚を禁止したというハディースも述べた上で、回答者は以下のように言う。

質問者の女性と一時婚をしようとしている男性は、イスラームでは禁止されている一時婚を許す宗教に従っている邪悪なラーフィド派であるか、彼の欲望を満たすために一時婚を利用しようとしている墮落したイスラーム教徒であるか、教育されるべき無知な者である。

このファトワーでは、コーランではなく、主にムハンマドが一時婚を禁止したハディースが証拠として挙げられている。さらに一時婚をしようとしている男性を、イスラームとは異なる宗教に従う者（ラーフィド派）としている⁽⁴⁸⁾。

以上の現代のウラマーによる一時婚に反対するファトワーを分析してみると、古典時代の議論と同様に、コーラン 4 章 24 節が引用され、ここで言われている結婚は一時婚ではないとする。そしてもしそれが一時婚を指すとしても、一時婚を廃止したムハンマドのスンナによってコーランの文言は廃棄されるとして、該当する複数のハディースが引用されている。先述した古典時代の論争では、4 章 24 節をハディースによって廃棄するという議論はみられなかった。このファトワーでは、コーランの文言が、コーランではなくスンナによって廃棄されるとしている点が特徴と言えよう。

さらに興味深いのは、イスラームでは一時婚を認めないのだから、一時婚を認めるシーア派はイスラームとは別の宗教とみなしている点であろう。これは、先に述べたように、Islam Q and A の創設者・監修者が、サラフィー主義者のシャイフ・ムハンマド・サーリフ・ムナ

⁽⁴⁷⁾ さらに回答では、ラビーウ・イブン・サブラ・ジュハンニーは、彼の父から聞いて伝えている。アッラーのみ使いは、一時婚を禁止し、「注意なさい！この日以後、審判の日まで、このことは禁止されます。贈り物として、女性になにかを与えた者は、それを取り返してはなりません」と言われた（*Ṣaḥīḥ M*, Vol. 4, 344; ムスリム 1987, 2 巻, 443-444）というハディースも述べられている。

⁽⁴⁸⁾ さらに「一時婚 (Temporary Marriage)」というファトワー (<https://islamqa.info/en/2377>) では、コーラン、ハディースを引用することではなく、以下のように回答されている。「いわゆる一時婚というものはイスラームには存在しない。しかし、宗教に導入された誤った逸脱に従う人々は、一時婚として知られるものの妥当性を信じている。しかし、この種のタイプの婚姻は廃止されたのであり、イスラーム法の一部ではないのである」。ここでは、一時婚はイスラーム法の一部ではないとされており、おそらく回答者は、一時婚を行う者をイスラーム教徒から排除しようとしているのではないだろうか。

ッジドであり、個別のファトワーの回答者の名前は明記されていないが、サラフィー主義者のウラマーである可能性が高いので当然と言えるかもしれない。しかしながら、このような古典時代にはみられなかった回答があることに鑑みれば、現代ではサラフィー主義の台頭という時代風潮のなかで、サラフィー主義に特徴的な解釈が流布していると推察できるのではないだろうか⁽⁴⁹⁾。

次に、シーア派の高位の法学者であるハーメネイーとスィースターニーのファトワー集を参照して、現代のシーア派のファトワーにみられる一時婚の議論をみてみよう。まずハーメネイーのファトワー集 (*Ajwibah al-Istiftā'āi*) では、一時婚の合法、非合法を問う質問は見当たらなかった。しかしながら、生殖補助医療の箇所では、以下のような一時婚を含む質疑応答があった (Khamenei 1998, 210, 質問番号 1268-1)。

質問：閉経などによって排卵時期を過ぎた既婚の女性は、彼女の夫と二番目の妻の受精卵をその女性の子宮に置くことによって受精することはできますか？また彼女もしくは二番目の妻が、終生婚か一時婚かによって、規則は異なるのですか？

回答：その作業自体にイスラーム法的な妨げはない。終生婚でも一時婚でも規則は同じである。

次にスィースターニーの公式サイト (<http://www.sistani.org/english/>) を参照し、複数のファトワー集から一時婚 (temporary marriage) という単語で検索して質疑応答を検討したが⁽⁵⁰⁾、どれも一時婚はシーア派では合法であることが前提の質問であり、一時婚についてスンナ派は否定しているが、シーア派では合法なのか、という内容の質問は見当たらなかった。

スンナ派のムスリムにとっては、一時婚という特殊な婚姻制度がどのようなものなのか、そして一時婚は許されるのかが不明なので質問するのだろう。一方シーア派にとっては、一時婚はコーラン 4 章 24 節に述べられているものであり、コーランの文言をムハンマドが禁止するはずはなく、またウマルが禁止したという伝承があってもウマルの禁止に従う必要などないのである。イランやイラク南部のように圧倒的にシーア派が強い地域のシーア派にとって、一時婚は自明の制度であるため、スンナ派のような質問が出ないのではないだろうか。

もちろん、先にみたように現代のタバータバーイーのコーラン注釈書には、シーア派とスンナ派の論争は述べられているし、ムハンマド・ティージャーニー・サマーウィー

⁽⁴⁹⁾ 「ハディースの徒」(ハンバル学派)は近代に至るまでは少数派の地位にあったが、18世紀以降、ワッハーブ派の勃興とその後のサラフィー主義の拡大により、アシュアリー学派、マートゥリーディー学派に、一般信徒を含む総合的勢力として拮抗するようになった。ワッハーブ派およびサラフィー主義諸派の多くは、四大法学派の権威やスーフィズム(タサウウフ)におけるタリーカ制度などを批判し、神学においては「ハディースの徒」のなかのイブン・タイミーヤ系統の思想を採用し、それに反する思想を異端視する傾向が強い。松山 2016, 66-67 参照。

⁽⁵⁰⁾ <http://www.sistani.org/english/book/search/1712/>

(Muhammad al-Tijānī al-Samāwī, 1943-) ⁽⁵¹⁾ といったウラマーが、スンナ派に対してシーア派を擁護する著書 ⁽⁵²⁾ を執筆している。よって現代において、一時婚の是非を問う論争がまったくなくなってしまったわけではない。しかしながらイランやイラク南部などのシーア派の一般信徒の関心は、一時婚が許されるのか否かではなく、一時婚をした上でのさまざまな状況に関する判断なのだろう。

V. 結論

本稿では、古典時代から現代までの、シーア派とスンナ派による一時婚の論争をたどってきた。まず、コーラン4章24節で述べられている結婚が、一般的な終生婚を意味しているのか、一時婚を意味しているのかで両派の意見が分かれている。シーア派は、この章句は一時婚を指すという点で揺らいでいない。一方、スンナ派の大多数は、この章句は終生婚を指すとする。スンナ派の少数派はこの章句が一時婚を指すとするが、ほかのコーランの章句によって廃棄され、結局、終生婚のみがイスラームの婚姻制度とされる。さらに一時婚の禁止を補強するのが、ムハンマドが当時行われていた一時婚を廃止したという多数のハディースである。アリーが伝承者になっているハディースも存在するが、シーア派は、コーランの文言と矛盾することをムハンマドが述べるはずはないし、アリーはタキーヤしていたとする。またウマルが廃止したという伝承については、スンナ派は議論の補強とし、一方シーア派は、ウマルに従う必要はないとする。

現代のファトワーでは、スンナ派の一般信徒から一時婚の是非を問う質問が寄せられることが多い。回答においては、コーラン4章24節が引用された上で、ムハンマドが一時婚を廃止したというハディースが非常に重視されており、コーランの文言を廃棄するほどの権威を持つと考えるウラマーもいる。またスンナ派のなかのサラフィー主義者の一部には、一時婚はイスラームには存在しないという立場から、シーア派をイスラームとは異なる宗教とみる傾向もあるようである。

今後も一時婚やその他の諸問題について、スンナ派とシーア派のファトワーなどにみられる議論に注目し、両派の相互理解、相互認識のあり方について考察していきたい。

*本稿は、平成27～30年度科学研究費補助金（基盤研究(C) 課題番号15K02056）、平成28～30年度科学研究費補助金（基盤研究(B) 課題番号16H03538）による研究成果の一部である。

⁽⁵¹⁾ チュニジア生まれのスンナ派のウラマーであったが、バグダード、ナジャフを訪れ、シーア派に転向した。サマーウィーの自伝 (*Then I was Guided*) や著作は、ネットで公開されている。 <https://www.al-islam.org/then-i-was-guided-muhammad-al-tijani-al-samawi>

⁽⁵²⁾ たとえば Samawi 2014, 181-201 参照。サマーウィーは、コーラン4章24節をムハンマドの一時婚を禁止するハディースによって廃棄はできないし、また本当はウマルが禁止したのに、ムハンマドが禁止したことにしたのではないかと、といった反論をしている。なお、サマーウィーの一時婚の議論の和訳は http://www.geocities.jp/ahulal_bayt/truthful/truthful-file/file-25.html#b252 参照。

る。

参考文献

アラビア語文献

スンナ派文献

Ihyā': Abū Ḥāmid al-Ghazālī, *Ihyā' 'Ulūm al-Dīn*, ed. by Abū Ḥafṣ, 5 vols., Cairo: Dār al-Ḥadīth, 1992.

Jāmi': Muḥammad ibn Aḥmad al-Qurṭubī, *al-Jāmi' li-Aḥkām al-Qur'ān*, 20 vols. in 10, Cairo: Dār al-Kitāb al-'Arabī, 1967.

Musnad: Aḥmad ibn Ḥanbal, *Musnad*, 6 vols., Riyadh: Maktaba Dar-us-Salam, 2012.

Ṣaḥīḥ B: Abū 'Abd Allāh Muḥammad ibn Ismā'īl al-Bukhārī, *Ṣaḥīḥ: The Translation of the Meanings of Shahih al-Bukhari Arabic-English*, 9 vols., New Delhi: Kitāb Bhavan, 1984.

Ṣaḥīḥ M: Muslim ibn Ḥajjāj, *Ṣaḥīḥ: Sahih Muslim Arabic-English*, 8 vols., New Delhi: Adam Publishers & Distributors, 2008.

Sunan B: Aḥmad ibn Ḥusayn al-Bayḥaqī, *al-Sunan al-Kubrā*, 11 vols., Beirut: Dār al-Kutub al-'Ilmīyah, 2003.

<http://waqfeya.com/book.php?bid=1352>（同じ版のウェブ版）

Sunan M: Ibn Mājah, *Sunan*, 5 vols., New Delhi: Kitāb Bhavan, 1994.

Tafsīr: Fakhr al-Dīn al-Rāzī, *al-Tafsīr al-Kabīr wa-al-Mafātīḥ al-Ghayb*, 32 vols. in 16, Beirut: Dār al-Fikr, 2002.

ブハーリー、ムスリム、イブン・マージャのハディース集については、ウェブ版 SUNNA.COM (<http://sunnah.com>) も参照した。

シーア派（十二イマーム派）文献

Bayān: Abū al-Qāsim al-Mūsawī al-Khū'ī, *al-Bayān fī Tafsīr al-Qur'ān*, Tehran: Dār al-Thaqarayni, 2000.

<http://alfeker.net/library.php?id=2558>（同じ版のウェブ版）

Majma': Abū 'Alī al-Faḍl ibn al-Ḥasan al-Ṭabarsī, *Majma' al-Bayān*, 10 vols., Beirut: Dār al-Kutub al-'Ilmīyah, 1997.

<http://www.hodaalquran.com/bookindex.php?id=71&s=47b403fdf03eee4daaef071b8e8203cb&mn=1>（本の形式ではないウェブ版）

Mizān: Muḥammad Ḥusayn Ṭabāṭabā'ī, *al-Mizān fī Tafsīr al-Qur'ān*, 20 vols. in 10, Qum: Manshūrāt Jamā'ah al-Mudarrisīn fī al-Ḥawzah al-'Ilmīyah, 2009.

<http://www.alseraj.net/a-k/quran/mizan/miz.htm>（本の形式ではないウェブ版）

Sharḥ al-Luma': Zayn al-Dīn ibn Aḥmad al-Jubā'ī al-'Āmilī al-Shāmī al-Shahīd al-Thānī, *al-Rawḍah*

al-Bah̄yah fī Sharḥ al-Luma' al-Dimashqīyah, 10 vols., Beirut: Dār Iḥyā' al-Turāth al-'Arabī, 1983.
Wasā'il: Muḥammad ibn al-Ḥasan al-Ḥurr al-'Āmilī, Wasā'il al-Shī'ah, 20 vols. in 10, Beirut:
Mu'assasah al-'Ilmī lil-Maṭbū'āt, 2007.

http://librarsaduq.blogspot.com/2013/11/blog-post_17.html (30 巻本の版のウェブ版)

*アラビア語文献は、ウェブ上の PDF やウェブ版が存在するものが多いので、刊本とウェブ版があるものについては両方を参照した。なお本稿で参照したウェブサイトの最終閲覧日は、すべて 2018 年 12 月 19 日。

英語文献

Aoyagi, K. 2017: "Assisted Reproductive Technologies in Islam with Special Reference to Twelver Shia," *Studies in Humanities* (『人文科学研究』) 141, 1-20.

Atighetchi, D. 2007: *Islamic Bioethics: Problems and Perspectives*, [Dordrecht]: Springer.

Bell, R. (trans.) 1960: *The Qur'an: Translated, with a Critical Re-arrangement of the Surahs*, 2 vols., Edinburgh: T. & T. Clark.

Burton, J. n.d.: "Naskh," *The Encyclopaedia of Islam*, 2nd ed. Version, CD-ROM.

Fatoohi, L. 2013: *Abrogation in the Qur'an and Islamic Law: A Critical Study of the Concept of "Naskh" and Its Impact*, New York: Routledge.

Haeri, S. 1989: *Law of Desire: Temporary Marriage in Shi'i Iran*, Syracuse: Syracuse University Press.

Heffening, W. n.d.: "Mut'a," *The Encyclopaedia of Islam*, 2nd ed. Version, CD-ROM.

Inhorn, M. and S. Tremayne (eds.) 2012: *Islam and Assisted Reproductive Technologies: Sunni and Shia Perspectives: Fertility, Reproduction and Sexuality*, New York, Oxford: Berghahn Books.

Khamenei, S. A. H. 1998: *Replies to Inquiries about the Practical Laws of Islam: the English Version of Ajwibah al-Istiftā'āt*, London: Bookextra Ltd.

http://islam-pure.de/imam/imam_gb/books/ajvab.pdf

Kister, M. J., "Djābir b. 'Abd Allāh," *The Encyclopaedia of Islam*, 2nd ed. Version, CD-ROM.

Murata S. 1987: *Temporary Marriage (Mut'a) in Islamic Law*, London: The Muhammadi Trust of Great Britain and Northern Ireland.

al-Samawi, M. al-Tijani 2014: *To Be with The Truthful*, n.p.: Createspace.

Sistani, A. a. *Jurisprudence Made Easy*.

<http://www.sistani.org/english/book/49/>

Sistani, A. b. *Current Legal Issues*.

<http://www.sistani.org/english/book/45/1986/>

Sistani, A. c. *A Code of Practice for Muslims in the West*.

<http://www.sistani.org/english/book/46/>

Suiçmez, Y. 2006: "Abrogation in Hadith," *American Journal of Islamic Social Sciences*, 23-4, 33-56.

日本語文献

- 青柳かおる 2003 : 『現代に生きるイスラームの婚姻論——ガザリーの「婚姻作法の書」訳注・解説』 *Studia Culturae Islamicae* no. 32, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- 青柳かおる 2015 : 「生殖補助医療に関するスンナ派イスラームの生命倫理」『比較宗教思想研究』15, 19–41.
- 青柳かおる 2016 : 「イスラームにおける生殖補助医療——シーア派を中心に」塩尻和子編『変革期イスラーム社会の宗教と紛争』明石書店, 186–207.
- 青柳かおる 2017 : 「イスラームにおける婚姻制度の諸相——スンナ派のミスヤール婚とウルフィー婚, シーア派の一時婚（ムトア婚）」『比較宗教思想研究』17, 1–21.
- 青柳かおる 2018a : 「イスラーム・スンナ派における生殖補助医療への批判」『比較宗教思想研究』18, 1–21.
- 青柳かおる 2018b : 「イスラームにおける生命倫理の諸問題」『東洋学術研究』57-1, 5–33.
- イブン・イスハーク（イブン・ヒシャーム編注）（後藤明ほか訳）2011 : 『預言者ムハンマド伝』第3巻, イスラーム原典叢書, 岩波書店.
- イブン・ザイヌッディーン（村田幸子訳・解説）1985 : 『イスラーム法理論序説』岩波書店.
- タバータバーイー, モハンマド=ホセイン（森本一夫訳）2007 : 『シーア派の自画像——歴史・思想・教義』慶應義塾大学出版会.
- 遠峰四郎 1963a : 「イランにおける一時的婚姻」『オリエント』6-3, 37–43.
- 遠峰四郎 1963b : 「イランの終生婚」『オリエント』6-4, 77–86.
- ハッラーフ, アブドル=ワッハーブ（中村廣治郎訳）1984 : 『イスラームの法——法源と理論』東京大学出版会.
- 平野貴大 2018 : 「シーア派のタフスィール」松山洋平編『クルアーン入門』作品社, 321–346.
- ブハーリー（牧野信也訳）2001 : 『ハディース——イスラーム伝承集成』（全6巻）中公文庫, 中央公論新社.
- 松山洋平 2016 : 『イスラーム神学』作品社.
- 松山洋平 2018 : 「スンナ派のタフスィール」松山洋平編『クルアーン入門』作品社, 289–316.
- 三田了一訳 1992 : 『日亜対訳・注解 聖クルアーン』日本ムスリム協会.
- ムスリム（磯崎定基・飯森嘉助・小笠原良治訳）1987 : 『日訳サヒーフ・ムスリム』（全3巻）日本ムスリム協会.
- 村田さち子 2002 : 「ムトア婚」大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』岩波書店, 976–977.

（新潟大学人文学部・准教授／Associate Professor, Faculty of Humanities, Niigata University）